

○久喜市子ども医療費支給に関する条例

平成22年3月23日

条例第127号

(目的)

第1条 この条例は、子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 満18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護している主たる生計維持者をいう。
- (3) 医療費 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は久喜市子ども医療費支給に関する条例施行規則（平成22年久喜市規則第102号。以下「規則」という。）で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）に規定する医療給付の対象となる費用（交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費を除く。）をいう。
- (4) 一部負担金 子どもに係る医療費のうち、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）（以下「被保険者等」という。）が、国民健康保険法又は社会保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定により負担すべき額及び保護者が他の法令に基づいて、医療の給付に係り負担すべき額をいう。
- (5) 医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項

各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けた者をいう。

（支給対象）

第3条 この条例に定める医療費の支給の対象となる者は、市の区域内に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者である子ども（以下「対象子ども」という。）の保護者とする。ただし、対象子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。
- （2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されているとき。
- （3）児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象子どもに係る国民健康保険法による世帯主若しくは医療保険各法（国民健康保険法を除く。）による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を国又は地方公共団体に負担される状態となるとき。
- （4）久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成22年久喜市条例第139号）に基づき医療費の支給を現に受けているとき。
- （5）久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成22年久喜市条例第126号）に基づき医療費の支給を現に受けているとき。

（支給）

第4条 市長は、対象子どもに係る一部負担金を支払った保護者に対し、当該一

部負担金に相当する額（以下「子ども医療費」という。）を支給するものとする。ただし、法令若しくはそれに準ずる規定による給付又は保険者が給付する附加給付があるときは、その額を控除した額を支給する。

- 2 子ども医療費の支給期限は、対象子どもが満18歳に達する日の属する年度の末日までとする。

（支給の方法）

第5条 前条の支給は、対象子どもの保護者の申請に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象子どもが直接払（市長が医療機関等に対し、保護者に代わって一部負担金を支払うことをいう。）ができる埼玉県内の医療機関等（以下「県内医療機関等」という。）で医療を受けたときは、一部負担金を当該保護者に代わって当該県内医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、同項の対象子どもの保護者に対し、子ども医療費の支給があったものとみなす。
- 4 市長は、第2項の規定により県内医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部、埼玉県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

（受給資格の登録等）

第6条 子ども医療費の支給を受けようとする保護者は、規則で定める受給資格登録申請書を提出して、子ども医療費受給資格の登録を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき、この条例に定める子ども医療費の支給対象と認定したときは、申請者に規則で定める受給資格証を交付しなければならない。ただし、対象子どもと生計を同じくする保護者が複数いる場合で、当該保護者同士が生計が同一でないときは、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして受給資格者として認定するものとする。
- 3 受給資格者は、対象子どもが保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、保険医療機関等において医療保険各法の規定による電子資格確認等に

より被保険者等であることの確認を受けるとともに、受給資格証を提示しなければならない。

(届出の義務)

第7条 受給資格者は、その資格を喪失したとき、又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(支給金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により支給を受けた者がいるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者がいるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者からその支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の譲渡の禁止)

第9条 この条例による子ども医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお合併前の久喜市子ども医療費支給に関する条例（昭和48年久喜市条例第23号）、菖蒲町子ども医療費支給に関する条例（昭和48年菖蒲町条例第17号）、栗橋町乳幼児医療費支給に関する条例（昭和48年栗橋町条例第11号）又は鷺宮町子ども医療費支給に関する条例（平成14年鷺宮町条例第28号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の例に

よる。

- 3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年10月1日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の久喜市子ども医療費支給に関する条例の規定は、平成25年4月1日以後に受けた医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月30日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月18日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月4日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項及び第4項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項及び第4項の規定は、令和4年10月1日以後の医療に係る子ども医療費の支給について適用し、同日前の医療に係る子ども医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月30日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の久喜市子ども医療費支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費の支給について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例第6条第1項の規定による受給資格の登録及び同条第2項の規定による受給資格証の交付に関する手続については、施行日前においてもすることができる。